

戦国大名領国における重層的領有構造

——毛利領国を例として——

池 享

はじめに

近年の戦国大名領国研究の発展には、目覚ましいものがある。その源を求めれば、村田修三氏による戦国大名の「独自の権力構造」論の提起に行き着く¹⁾。氏が問題にしたのは、それまでの研究が、戦国期を過渡期としてしか理解していない点であった。一方では幕藩制との、他方では荘園制との連続面が強調されるという相違はあっても²⁾。私は、この視角は依然有効であると思う。中世から近世への移行期としての戦国期社会（その主要な構成要素である戦国大名領国）のあり方の独自性の解明によってこそ、中世社会発展の到達点、及び近世への移行の内容——変化と継承の次元と質——を明らかにすることが可能になり、安良城盛昭氏の中世＝家父長的奴隷制社会説発表以来の、中世史研究と近世史研究との「断絶」状況の克服への道も開けるのである。

しかし、村田氏がそのための仮説として提示した「貫高制」論³⁾は、封建制の基礎である土地制度から切り離された権力構造論であるという、致命的欠陥を有していた。即ち、戦国大名による新たな領有体制の形成の評価を全く欠落させたために、領主階級の結集の根拠を反銭賦課権＝守護公権に求めざるをえず、守護公権論の一人歩きによって、藤木久志氏の守護職重視、ひいては戦国大名＝荘園制依拠権力論へとひきつがれたのである⁴⁾。これでは、村田氏の当初の意図とは正反対に、再び過渡期説に戻ってしまったといえよう。

以後、氏の欠陥の克服のために、領有関係・土地制度の研究が活発化するが、在地不掌握＝荘園制依拠説は、依然一方の有力な潮流となっている。即ち、戦国大名は、外延的には公田体制を、内包的には本年貢体系を基本とする収取体制、知行制をとっていたとする理解である⁵⁾。しかし、こうした観点からでは、「独自の構造」を明らかにすることは困難であろう。戦国大名が、新たな歴史状況に対し、守旧的政策をもって対応したとするのでは、独自性の評価はさしたる意味をもたないからである。

事実、研究の主潮流は、検地を媒介とする在地掌握の深化を重視する説である⁶⁾。即ち、戦国大名は、外延的には非公田部分の掌握、内包的には加地子得分の給分化

を積極的に推進するとともに、それを通じて在地小領主層を家臣として編成し、権力基盤の拡大強化をはかったとする理解である。とりわけ、武田領国の場合の、百姓への免除分も含めた「貫高」の定量的掌握、名田宛行を通じた在地小領主層の軍役衆としての編成、今川領国の場合の、名職所有者としての在地小領主層の家臣化は、注目すべき指摘である⁷⁾。

こうした在地掌握の深化（＝領国支配の進展）の指摘自体は、重要であり、不掌握説への決定的批判となるものである。しかし、その戦国期的独自性の実体については、十分解明されず、むしろ、近世の一職支配・兵農分離への接近度を主な指標として評価が行われている印象を私はもつ。それでは、またしても過渡期説となるであろう。それは単に視角の問題だけではあるまい。事実の問題としても、中間得分の給分化が一職支配への一階梯としてのみとらえられないのは、有光氏らが明らかにした事実それ自体が物語るとおりである⁸⁾。

従って、「独自の権力構造」は、未だに明らかにされていないとはいえず、より具体化するべき課題として残されているのである。では、それは如何にしてなされねばならないか。その際を中心課題が、戦国大名が直面した歴史的状况の最大の特徴である、在地小領主層⁹⁾及び彼らの掌握する中間得分の処理の問題であることはいうまでもない。しかし、前述の批判からも明らかのように、それを単に量的問題として検討するのみでは不十分である。如何なる性格をもった家臣・給分として編成するのかという質的問題としての検討に、より力点をおく必要がある。そして、それが如何なる矛盾の反映・産物なのかを確定したとき、「独自の権力構造」は眼前に現われるであろう。

本稿が対象とした毛利領国は、東国大名と比べて遅れたイメージのある西国大名である。現にこれまでの研究は、荘園制的性格を色濃く残す面を強調してきた¹⁰⁾。しかし、現在問題となっている戦国大名領国支配の進展は、決して毛利領国においても見られないものではない。そこで、前述の問題意識に従ってその内容を提示し、一事例を加えるとともに、東国・西国に共通する戦国大名領国の独自の歴史的意義を解明する一階梯としたい。

- 1) 村田修三「戦国大名研究の問題点」『新しい歴史学のために』94号 1964, 参照。
- 2) 代表として中村吉治「戦国大名論」『岩波講座日本歴史 中世4』1963, 佐々木潤之介「統一政権の形成過程」北島正元編『体系日本史叢書2 政治史II』1965, をあげておく。
- 3) 村田「戦国大名の権力構造」『日本史研究』73号 1964, とりわけ, 12頁の「貫高制」の概念規定参照。
- 4) 事実藤木氏は, 氏の守護公権論が村田氏の「貫高制」論に触発されたものであると発言している(『シンポジウム日本歴史7 中世国家論』1974, 「四. 戦国大名と統一政権」, 184頁)。
- 5) 藤木久志「戦国期の土地制度」竹内理三編『体系日本史叢書6 土地制度史I』1973, 第三節「在地領主・戦国大名と荘園体制」, とりわけ505頁の結論参照。
- 6) この諸成果については, 永原慶二「大名領国制の構造」『岩波講座日本歴史 中世4』1976, 「二. 大名領国制の農民支配と権力編成」, 参照。
- 7) 勝俣鎮夫「戦国大名検地に關する一考察」永原慶二編『戦国期の権力と社会』1976, 204頁, 「戦国法」『岩波講座日本歴史 中世4』1976, 204頁, 有光友学「戦国大名 今川氏の歴史的性格」『日本史研究』138号 1974, 36頁, 参照。
- 8) 名職が, 年貢定納の調済を伴ったものとして知行制に組み入れられている点に, 端的に示されよう(有光前掲論文, 35-36頁参照)。
- 9) 中世後期の生産力上昇と農民闘争とが相俟って, 剰余を在地に留保させ, それを取得する階層が形成される。彼らは, 農民とも領主とも搾取・対立関係をもつ中間的存在である。従って, 彼らは, 彼らを規定する中間得分の取得の安定化を志向する。中間得分は, 歴史的には封建地代の端緒的形態として位置付けられ, その搾取は経済外的強制によってのみ安定化しうる。そこで, 彼らは, 領主化の方向性をもちつつも, 百姓として支配されている過渡的存在という意味で, 在地小領主と規定できよう。
この中間層の規定をめぐって論議の分かれることは, 周知の通りであるが, 本稿においては, 以上のような範疇として理解していることを示すにとどめる。
- 10) 松岡久人「戦国期大内・毛利氏の知行制の進展」『史学研究』82号 1961, 「二. 戦国期毛利氏の知行制」をはじめ, 最近では岸田裕之「室町戦国期における諸権力の岡田支配と村落農民」『日本史研究』172号 1976, 「二. 戦国大名毛利氏の岡田再編成」など。

I 戦国期毛利領国における 領有制の一般的特徴

分析をはじめめるにあたって, まず, 領有制の一般的特

徴を検出し, 後の個別分析の指針としたい。しかし, 毛利領国においては, 戦国期には全領国的検地は行われず, また, 全家臣的知行関係を明らかにする史料もない。従って, それは, 中央政権への服属以降の全領国的検地の分析を通じて逆行的に行う以外にはない。天正16~9年(1588~91)の惣国検地(以下本章では①と略す), 慶長4・5年(1599・1600)の兼重蔵田検地(以下本章では②と略す), 慶長12~5年(1607~10)の三井蔵田検地(以下本章では③と略す), そして寛永2年(1625)の熊野検地(以下本章では④と略す)がそれである¹⁾。

検地帳及び打渡坪付に示された数値を使つての分析は, その意味するものの不明確さから, 十分慎重に行われねばならないが, 一般的傾向をつかみ, 具体的分析の指針を得る目的には, 有効であると考えらる。

- 1) このうち②, ③, ④については, 松下志朗氏による簡単な分析があり(1976年度日本史研究会大会報告「近世初期の石高と権力編成」『日本史研究』176号 1977, 147-150頁), 参考にさせていただいた。

1. 戦国的検地の総決算としての惣国検地

前提として, 検地の性格を簡単に検討する。

①は, 中央権力への服属に伴う知行高の確定作業として行われたもので, その結果は, 「八ヶ国時代分限帳」として残されている²⁾。それによれば, 第一に範囲としては, 蔵入地・給人領・寺社領・地方関係知行地を含む, まさに全領国的検地であった。第二に方式は, 打渡坪付³⁾の記載方式からすると, 面積の丈量単位として1反=360歩制をとっていること, 確定される高が収納高で, 田地では石高, 畠地では貫高が用いられ, 屋敷は高付けされていないことなど, 戦国的検地と共通している。また, 有力国人の給地の場合には, 「給地付立」に「指出前」と記されている例も多く⁴⁾, 一律に竿入れしたとは考えられない。第三に, 掌握度を戦国期との関連で見ると, 同一給地において確定できる例は一つであるが, 「表1」に見るように, 面積, 反当高ともに, 殆んど同水準を継承している。これらからすれば, ①の結果は, 戦国期に行ってきた検地の方式・内容をうけつぎ, それを全領国に適用して得られた, いわば戦国大名毛利氏の在地掌握の総決算的性格をもつものである。

②は防長移封直前に行われたもので, 検地条目⁵⁾によれば, 太閤検地の施行原則に則った近世的検地を目指したものであり, 実際にも, 1反=300歩制をとり, 石高が初めて生産高で表示された⁶⁾。③は, 後にこの結果を基礎として近世の朱印高36万石が確定される検地である。

表1 防州都濃郡須々万内伊藤氏給地の内容

弘治4年7月24日					天正17年5月15日				
地 字	面積	高	反 当 高	名 請 人	地 字	面積	高	反 当 高	名 請 人
光長名のへり	1反	5斗	5斗	善 衛 門	ミタリ光永名	1反	6斗	6斗	カンタ 善衛門
飛長名山ノ中	3反	1石2斗	4斗	壱岐守	山中安吉名	3反	1石2斗	6斗	宗弘ノ 惣左衛門
飛長名西山	1町	4石	4斗	壱岐守	アライ川富永名	1町	4石3斗	4斗3升	岡ノ 孫四郎
行之名迫田	3反	1石5斗	5斗	小 太 郎	茶屋力大越 行 本 名	3反	1石5斗	5斗	三太郎ノ 神兵衛
合 計	1町 7反	7石2斗	4斗2升		合 計*	1町 7反	7石6斗	4斗5升	

* 天正17年の給地には畠地も含まれているが、比較の便宜のため、田地のみに限った合計とした。

『菟藩閩録』（山口県文書館版）遺漏、34頁（以下、『菟藩閩録』については、山口県文書館版の刊本の巻数頁数のみを略記する。なお「遼欄」は「イ」と略す。従って、この場合を例とすると、閩イ・34と表示することになる）。

ここで初めて検地条目¹⁾と実際²⁾とが一致し、本格的な近世的検地が達成された。しかし、「益田元祥覚書」³⁾によれば、この検地は、防長移封後の財政難克服のための強引な搾取を目的とし、その結果「兩國百姓分散」し、「兩國大分荒所出来」という状況をもたらした⁴⁾。そこで④が行われ、本格的な近世的知行割の基礎とされた。これは、実測に基づいたものではなく、村毎の過去4年の収納高の平均を出し、それを五ッ成として石高を逆算したものである¹⁰⁾。そこで、石高自体は架空の数値だが、収納高は現実の状況をふまえており、信頼度の高い数値といえよう。

- 1) 『毛利家文庫』52-1（山口県文書館蔵。なお、この『毛利家文庫』の分類番号は、山口県文書館における整理作業によって、付けられたものである。その全体は、『山口県文書館史料目録』1～4として公開されており、本稿においても、それに従って表示している）。この「分限帳」の史料の価値及び惣國検地の評価については、利阿俊昭「天正末期毛利氏の領国支配の進展と家臣団構成」『史林』49巻6号1966、参照。本稿の論旨との関係で重要な点は、「現存する諸家の知行目録に内容がほぼ一致することから考えて、その史料の価値は極めて高い」（86頁）という指摘である。特に、打渡坪付の総計値と一致する例のかなりあることから、「分限帳」に記された知行高が、検地をふまえた正確なものであるといえよう。このことは、「分限帳」における防長兩國の知行高23万石が、②の結果打ち出される収納高22万石とほぼ等しいことからいえる（後出〔表2〕参照）。

- 2) 打渡坪付については、『菟藩閩録』及び「譜録」（『毛利家文庫』23）所収のもの（一部に山口県文書館蔵及び東大史料編纂所蔵の文書中のものを含む）

のうちの該当期の部分に拠っている。以下同様。

- 3) 例えば天正19年9月25日「山内氏知行検地指出」『山内首藤家文書』331号。
- 4) 「覚」『益田家文書』。
- 5) 打渡坪付、「兼重藏田御検地帳」『毛利家文庫』11-2、(二) (三)。
- 6) 「蔵入再検申付候条々」（『譜録』み・4『毛利家文庫』23）。
- 7) 打渡坪付、「三井藏田御検地帳」『毛利家文庫』11-2、(四) (五)。
- 8) 『毛利家文書』1557号、以下『毛利家文書』については、毛・1557のように略して表示する。
- 9) 森田良吉「菟藩財政成立過程の諸問題」『山口県地方史研究』10号 1963、21頁参照。
- 10) 「熊野概 周防国村一紙 長門国村一紙」『毛利家文庫』11-2、(七) (八)。

2. 「全剰余労働」の掌握

分析の第一として、各検地の結果をまとめた「近世初頭毛利領国における総石高・収納高及び面積の変化」〔表2〕に基づいて総高を比較し、全体的な掌握度を検討する¹¹⁾。

石高をみると、①と②とがほぼ等しく、その後急上昇して、③で1.6倍、④で2倍となる。収納高をみると、やはり、①と②とが等しく、③で1.7倍となるが、④では逆に低下して1.4倍となる。二つの変化には相違があるが、④で信頼される数値は収納高の方だから、収納高の低下が現実である。これは、③が強引な搾取を目指し、④でそれが一応は正されたことの反映であろう。そこで、大雑把に①・②と④とに段階区分でき、その間に1.43倍の収納高の増加があったとすることができる。

表2 近世初頭毛利領国における総石高、収納高及び面積の変化

検地名	石高 (比)	田畠石高 (比)	収納高 (比)	田畠収納高 (比)	租率	田積 (比)	畠積 (比)	合計 (比)	典拠
①惣国検地	[33万]石 (1.00)	[33万]石 (1.00)	23万石 (1.00)	23万石 (1.00)	[0.72~0.68]				「八ヶ国時代分限帳」
②兼重蔵田検地	29.8万 (0.90)	29.8万 (0.90)	21.8万 (0.95)	21.8万 (0.95)	[0.73]	28.1千町 (1.00)	9.9千町 (1.00)	38.0千町 (1.00)	「兼重蔵田御検地帳」
③三井蔵田検地	53.9万 (1.63)	45.2万 (1.37)	[39.3万] (1.71)	[33.0万] (1.43)	(0.73)	34.0千 (1.21)	13.3千 (1.34)	47.3千 (1.24)	「三井蔵田御検地帳」
④熊野検地	[66.8万] (1.99)	[59.1万] (1.79)	33.0万 (1.43)	29.6万 (1.29)	(0.5)				「熊野御周防国村一紙長門国村一紙」

〔 〕内の数値は筆者の計算によるもの。その他は史料上の数値。

それでは、この1.43倍は如何なる内容のものであったのか。第一に、田畠以外の従来年貢のかからなかった屋敷・樹木への課税による増加がある（両方で全収納高の約1割）。第二に、従来賦課の弱かったと思われる畠への課税強化があげられる³⁾。第三に、田地に対する賦課をみると、面積では、表には載せなかったが、②→④の変化のわかる防州で1.17倍、反当収納高では、〔表3〕（後出）によれば、同じく②→④で1.13倍、全収納高では1.17×1.13=1.32倍となり、ほぼ②→④の田畠収納高の増加1.36倍に見合った数値が得られる。（畠地への賦課の増加度の方が高いから、多少低いのは妥当である）。面積増で2割弱、反収増も1斗程度であり、体制的に段階を面するものとは評価できない⁴⁾。

つまり、①・②→④の総高の増加は、搾取の全般的強化によるものであって、中間得分の処理、即ち、その否定と給分への組みこみをめぐっては、①段階で基本的に終了している、即ち、年貢+中間得分としての「全剰余労働」⁴⁾ 搾取体制が成立していると考えられるのである。ここからすれば、①の方式・内容が戦国的検地の総決算的性格をもっていったことは、その後進的性格を意味しない。むしろ在地掌握の深化が、ここ毛利領国においても、戦国期から相当程度進行していたことを示しているのである。

1) 表の数値の算出方法について説明を加える必要がある。

前提として、①が戦国的検地である以上、戦国期と近世とにおける使用枡の変化の有無を確認しなければ、比較は無意味となろう。宝月吾吾氏『中世量制史の研究』1961、によれば、大内領国では、租税徴収に際しては、判枡が使用されていた（332頁参照）。判枡は、支配領域における公定枡として、私枡を整理するものである。私枡の統一自体は、商業活動を媒介とし、その商業活動においては、大内領国は瀬戸内水運を通じて畿内と密接な関係をもっている以上、大内氏の判枡が京枡のもととなる京都十

合枡との共通基準によって作製されたという推測は、十分成り立つと考える。また、江戸の京枡へ統一されるのは寛文期である。従って、該当期の使用枡は、同一基準のものであったとしておく。

①については、「分限帳」の防長両国における総石高をもって収納高とし、打渡坪付の高表示が田畠に限られていることから、それを田畠収納高とした。租率は、天正18年に豊臣氏から宛行われた112万石（毛・956）を、「分限帳」で示された全収納高76万石（実際に記載されている数値）、乃至は81万石（総高として示されている数値）を仮定の租率で除して得られたものと推定して、76~81万/112万という計算によって割り出したものである。

②については、「検地帳」には惣石高とその内の田畠の面積及び物成高が記載されている。そこから租率を算出した。惣高の内として田畠のみが面積を表示されていること、①との関係から、一応、惣高は田畠のみの石高であると推定した。よって、物成高も田畠のみとした。

③については、「検地帳」には田・畠・屋敷のそれぞれについて面積と石高が記載され、他に小成物などが石高のみ記載され、その全体の石高が合計されている。そこで、総石高・田畠石高はそれぞれすぐに確定できる。租率は、検地条目に蔵入地のものとして記載されている七ツ三分を借用した。それを石高に乗じたのが収納高である。

④については、「検地帳」には③とほぼ同様の記載があるが、前節で述べたことから、収納高と租率とを史料上の数値とし、石高を計算上の数値とした。

2) 表には載せなかったが、畠地の面積は、防州において、②→④で1.5倍に拡大されている。

3) 面積増については、隠田摘発か新田開発かなど、評価は簡単ではないが、毛利氏が吉田庄などで公田30町に対し実際には700町余を掌握していた（毛・26、27）ような意味での、公田体制否定的意義はもたない。

4) 以下、本稿においては、「全剰余労働」を中世において本年貢・中間得分として搾取の対象となっていた剰余の全部分を表わす用語として使用する。本稿では、戦国期において、直接生産者である農民が確

保していた剰余部分にまで搾取が貫徹していたかは考察されず、また、本節でみたように、近世にはいつて搾取が強化されている以上、厳密には、全剰余労働搾取体制が成立しているとはいえない(近世において成立していたかどうかは保留したい)。

しかし、幕藩体制下で問題とされる「全剰余労働搾取」という『年貢搾取』原則は、『太閤検地』を通じての『作あい』否定と『一職』支配確立の必然的帰結(安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造 増補版』1964, 128頁, 傍点著者)とされており、これとの対比においては、当該期研究の特殊概念としての「全剰余労働」を、前述の内容に適用することは許されると考える。その意味で、「」をつけたのである。

3. 一般的編成原理としての重層的領有制

次に視角を変えて、「近世初頭における田地反当石高・収納高の変化」〔表3〕に基づいて、反当の掌握度の比較・検討を行う¹⁾。

直ちに注目されるのは、反当収納高における①→②の約1.7倍の増加であろう(②→③→④の変化については、前節と同じ説明が可能である)。これを、①での在地掌握度の低さ、②での「全剰余労働」搾取体制への移行と評価することはできない。何故なら、総高からすれば、①において既に「全剰余労働」は掌握されていたのであり、②では微減すらしているからである。しかも、①での総収納高算定の根拠となっている「分限帳」の給分の高が、実際の打渡坪付の高と一致し、その打渡坪付の数値を使って反当収納高を算定した以上、即ち、総収納高と反当収納高とは同一のデータによって算定したと考えてよい以上、そのどちらか一方にだけ大きな誤差があるとは考えられない。それでは、①で既に「全剰余労働」が掌握され、しかも、①から②にかけて、総高ではほぼ変化がないにもかかわらず、反当高では1.7倍も増加しているという、矛盾とも思われる数字的事実を、どう説明すればいいのだろうか²⁾。

反当収納高×総面積=総収納高である以上、直ちに想定できるのは総面積の激減である。それは、農村荒廃から生まれる荒地等の激増によるとされよう。しかし、該当期にそうした状況は設定しにくいし、あっても、その中で反当収納高が増増することなどありえない。

総面積に手掛りのない以上、反当収納高にのみ可能性が残される。そこで、打渡坪付に表わされている数値が何を意味しているのかを、問い直す必要がある。注目したいのは、①では、石高が収納高として史料的に表わされている点である。生産高は分割して表現することはできない。しかし、一個の土地に複数の剰余取得者がいる

表3 近世初頭における田地反当石高・収納高の変化

検地名	石(斗/反)	盛(斗/反)	収納高(斗/反)	比	典拠
①惣国検地			4.9	1.00	打渡坪付
②兼重蔵田検地	11.2	[8.1]	1.65	1.65	打渡坪付
③三井蔵田検地	14.8	[10.8]	2.2	2.2	打渡坪付
	14.2	[10.4]	2.12	2.12	「三井蔵田御検地帳」
④熊野検地	[18.2]		9.1	1.86	「熊野 概周 防園村一紙長門園村一紙」

1) [] 内の数値は筆者の計算によるもの。その他は史料上の数値の平均。

2) 1反=360歩として、②③④については換算してある。

とすれば、収納高が分割して表現されることは、十分に想定できる。ここから、①の打渡坪付に表わされた数値は、重層的領有関係の存在を前提として、その一方の取得する剰余を表現し、②では、重層的領有関係から一職支配的領有関係へと移行することによって、打渡坪付に全収納高が表現され、1.7倍化が実現されたという仮説が成り立つ³⁾。こう考えれば、総収納高に変化が生まれないことに、何の矛盾も生じない。そしてまた、このように考えない限り、前述の矛盾は解けないのである⁴⁾。

こうして、惣国検地から兼重蔵田検地へ、即ち戦国から近世への転換は、重層的領有関係の解消として行われたのである。

1) 表の数値の算出方法について説明を加える必要がある。

前提として、1反=360歩に単位を統一したことを断わっておく。①では1反=360歩制、②~④では1反=300歩制がとられているが、本稿の主対象が戦国期のため、③~④の場合、史料から算出した数値を300/360で除した数値を表に載せて、単位の統一をはかったのである。

次に、反当高自体の算出方法について述べよう。①②については、打渡坪付の一筆毎の反当高の平均値である。③については、同様に算出したものと、「検地帳」により総石高を総面積で除して得たものがある。二つはほぼ一致しており、史料的に限られた打渡坪付から導き出された数値の一般性を保障しよう。④については、③の後者と同様の算出方法によるもののみが得られるのは、実施事情からも理解できよう。

石盛と収納高との関係は、〔表2〕の租率を使い、②③については、石盛から収納高を算出した。④については、算出方法は同様だが、前節注1と同じ理由から、収納高の方を史料上の数値とした。①については、後述する理由から、石盛を表示しなかった。

2) 史料的片寄りには、殆んどないと思われる。何故なら、中心的史料である『萩藩閩閩録』及び『譜録』は、共に家臣の殆んどを網羅するものだからである。

実際、③においては、打渡坪付から算出した数値が、検地帳から算出した数値とほぼ一致しているのである。

- 3) 従って、①の反当収納高を租率で除した数値を、石盛とすることはできない。
- 4) こう考えてこそ、豊臣氏からの宛行が、生産高を擬した石高によって行われたにもかかわらず、「分限帳」・打渡坪付の石高が、依然 収納高で表現されている意味も、理解できるのではないだろうか。重層的領有関係においては、生産高表示による宛行は、無意味かつ不可能なのである。

戦国的検地の総決算としての惣国検地において、毛利氏は「全剰余労働」を基本的に掌握していた。そこには、荘園制的搾取体系の解体状況を克服した、在地掌握の深化を見ることが出来る。しかし、それは、重層的領有制という形態をとって、一般的に編成されていた(勿論、そのすべてを定量化していた)。従って、在地掌握の深化は、一職支配的体制への道程とは、単純にならない。この点こそが、戦国大名毛利氏の在地掌握の最大の特徴であり、「独自の権力構造」の鮮明の鍵ともなるものである。以上が、本章の結論であり、次章以降への問題提起である。

Ⅱ 一般的特徴の検証と具体化

—重層型と一職型との併存関係として—

本章では、打渡坪付の個別的分析に移ることによって、視野を戦国期全体に及び、前章の結論を検証するとともに、その具体的内容の検討へと歩を進めたい。

1. 惣国検地段階における検討

そこで、惣国検地の結果に基づいて発給された打渡坪付の、田地一筆毎の反当収納高を、グラフにした〔図1〕。我々の関心からまず注目すべきは、兼重蔵田検地段階での平均8.1斗に匹敵する数値の検出である。この意味を、自作地——即ち給人自身が名請人となっている土地——の場合に着目して検討する。この場合には、重層的領有関係は、名請人とは間には存在しないから、その給人が更に上納していない限り、全給分が定量化されている以上、在地掌握度を純粋に表現するはずである³⁾。一例として、伊藤新三の給地の打渡坪付を、表にして掲げる〔表4〕。自作地における反収高の高さと、名請人が他人の場合の低さとが、際立った対比を見せている。自作地においては、全給分が坪付の数値にそのまま表わされるために、「全剰余労働」を示す高さとなる。名請人が他人の場合、重層的領有関係が存在するために、その一方の給分しか坪付の数値には現われず、自作地の半分以下にな

図1 惣国検地反当収納高グラフ

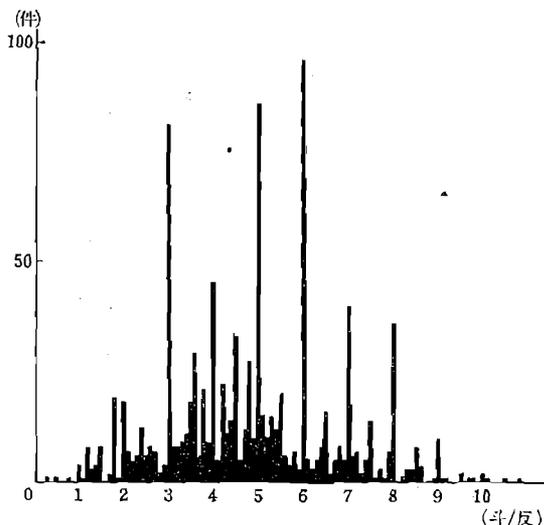


表4 芸州山縣郡河戸村 天正19.11.20
伊藤新三給地打渡坪付田地分

地 字	面 積	高	反当高	名 請 人
す な 原	2反	1石9斗6升	9斗8升	自作
三 反 田	3反半	2石8斗	8斗	自作
つ い ち	6反	4石9斗8升	8斗3升	自作
は い 谷	4反半	2石	4斗4升	新左衛門
同所二所合	60歩	4升	2斗4升	三郎兵衛
奥 は い 谷	1反60歩	3斗	2斗6升	四郎衛門
同 所	半	1斗6升	3斗3升	源左衛門

典拠：関イ・35

るのである³⁾。更に、打渡坪付の名請人はその土地から一定の給分を取得している場合もあることが予測される。

以上から、惣国検地段階では、「全剰余労働」が掌握され、それが、重層型を基本としつつ、一職型との併存として、領有制に編成されていたことが明らかにされる。そこで、平均反収高も二つ設定する方が正確だろう。一職型の場合は、「全剰余労働」にあたる8斗前後、重層型の場合は、打渡坪付に表示された高の方でみると、総平均高を多少下回るから4斗前後ということになる³⁾。そこで、打渡坪付及び面積と高の表示のある宛行状(寺社を除く)について、田地における平均反収高を算出し、分類してみた〔表5-1〕⁴⁾。伊藤氏の場合のように、同一給地内が一つの型で統一されていないこともあるから、明確には現われないが、それでも、B型とC型、即ち重層型と一職型との併存状況は、看取できるであろう。

戦国大名領国における重層的領有構造（油）

表5-1 惣国検地段階での反当収納高

年代	給人名	地域	面積(反)	高(石)	反収(斗)	評価	文書所在
天正16	飯田 蔵人	長・大津郡	55.大.10	19.696	3.5	B	4・225
	神西 掃部助	長・豊田郡殿敷	23	14.2	(6.1)	C	4・326
	山田 右衛門尉	長・美濃郡於福西村	25.300	10.05	4	B	4・351
	中村与三左衛門尉	長・美濃郡嘉万別府	1.半.50	.95	5.8	B	4・371
天正17	井上七郎右衛門尉	防・都濃郡四熊郷	17.半.10	12.89	7.4	C	イ・27
	増原宗右衛門	防・玖珂郡河内郷	16.大.20	8.37	(5)	B	譜わ23
	御覽二郎左衛門	防・都濃郡末武庄	12.大	9.05	9.3	C	譜は61
	伊藤新兵衛尉	防・都濃郡須々万郷	17	7.6	4.5	B	イ・34
天正18	入江彦二郎	芸・佐東郡北庄	23.半	12.89	5.5	B	2・351
	大呑木工助	芸・佐東郡北庄	9.10	4.2	4.7	B	4・195
	山田吉兵衛	芸・佐東郡北庄	7.半	35.4	4.7	B	
	井上七郎右衛門尉	芸・高田郡多治比郷	6	4.4	7.3	C	イ・27
	柏村新右衛門尉	芸・高田郡多治比郷	5.小	4.2	7.9	C	イ・41
	増原惣右衛門	芸・瀬村	34.90	16.01	(4.7)	B	譜わ23
	児玉四郎右衛門	芸・高田郡吉田村	2.半	2.5	10	C	譜こ42
	長井助兵衛	防・仁保庄	5.300	37	6.4	C	4・376
	池辺弥吉	防・都濃郡	24.小.40	13.15	5.4	B	4・456
	天正19	粟尾縫殿允	芸・高田郡豊島村	63.小.20	40.478	6.7	C
		芸・高田郡生田村	60	28	4.7	B	
大呑木工助		芸・山縣郡岩戸村	8.250	7.84	9.0	C	4・195
伊藤新三		芸・山縣郡河戸村	17.300	12.24	6.9	C	イ・35
増原惣右衛門		芸・佐西郡大野村	12.大	61	(4.8)	B	譜わ23
		芸・山縣郡河戸村	25.330	14.07	(5.4)	B	
児玉四郎右衛門		芸・高田郡吉田庄	2.大	2.8	10.5	C	譜こ42
飯田 蔵人		長・大津郡三隅庄	23.小.40	9.75	4.2	B	4・225
		長・大津郡三隅庄	13.310	8.93	6.4	C	
三分一式部丞		長・阿武郡高佐郷	46	25.32	5.5	B	4・388
鷲沢左馬助		長・大津郡深川庄堺川村	458.50	54.66			譜わ11
蔵田彦右衛門尉		芸・神門郡求院村	41.小.30	26.14	6.3	C	イ・21
井上七郎右衛門尉		備後・三谷郡向島村	37.半	23.13	6.2	C	イ・28
高須平兵衛尉		備後・沼隈郡山地内筒井村	47	33.95	7.2	C	譜た52
宗像与三兵衛尉	芸・仁田郡角木村	41.小	15.95	3.9	B	4・336	
天正20	弘九郎左衛門	備後・三上郡永江庄	50.半	28.15	5.3	B	2・971
文禄4	湯浅越中守	備後・世良郡伊尾村	876.大.30	382.56	(4.7)	B	3・266

1) 「評価」のランクはA:~3斗, B:3斗~6斗, C:6斗~.

2) 「反収」で()のついているのは、一筆毎の反収高が不明のもの。

3) 「文書所在」にある譜は、「譜録」の略、その次の平板名・数字は、『毛利家文庫』における分類番号。他はすべて『萩藩閩閩録』。

表5-2 戦国期の反当収納高

年代	給人名	地域	面積(反)	高(石)	反収(斗)	評価	文書所在
天文16	臼井藤兵衛尉	芸・深川	32.大	14.350	4.4	B	3・529
天文19	市川太郎左衛門尉	芸・市川	14.60	72	5.1	B	4・373
天文20		芸・重光名	8.半	50	(5.9)	B	3・383
	桜井又二郎	太郎丸職	1	12	6*	C	4・182

年 代	給 人 名	地 域	面積(反)	高(石)	反 収 (斗)	評 価	文 書 所 在	
天文20	三上民部丞	小二郎かいち中之村	1.半	3	(2)	A	3・739	
	山縣左衛門大夫	芸・伴	12.小	39.6	3.2	B	3・33	
	佐藤彦三郎		10	2.85	(2.9)	A	3・327	
	熊野刑部丞	備後・中須	60	17.5	(2.9)	A	3・368	
天文21	河北六郎次郎	備後・山中取敷名	16	6	(3.8)	B	3・390	
	栗尾与十郎	芸・佐々部次郎丸名	31.半	10.9	(3.5)	B	1・165	
天文23	児玉木工允	芸・壬生, 舟木, 佐々部	45	16.2	(3.6)	B	2・874	
	入江加賀守		32.60	9.2	2.9	A	2・347	
天文24	大呑小次郎	芸・北庄	8.半	19.6	2.3	A	4・195	
	伊藤善三郎	芸・長束	8.半	25.5	(3)	B	譜い76	
	木村又四郎	芸・長束	16	3.25	(2)	A	譜き21	
	岩内左馬允	芸・北庄	10.300	2.17	(2)	A	譜う14	
	山縣采女丞	芸・北庄	6.小	2.05	(3.2)	B	4・317	
	山田民部丞	芸・北庄, 温科, 温井	19.半	7.3	3.7	B	1・745	
	打明源六	芸・北庄	8.大	2	(2.4)	A	イ・276	
	福井源五郎	芸・下安	8	2.06	(2.6)	A	3・49	
	児玉与次郎	芸・佐東下安	40	15	3.4	B	2・613	
	金山右京進	芸・加茂郡広浦	218.315	69.687	(3.2)	B	3・79	
	飯田弥五郎	芸・五ヶ	7.半	1.8	(2.4)	A	4・502	
	天文24	信常周防守	三若	7.小	35	(4.8)	B	2・508
			大はら	8	42	(5.3)	B	
	弘治2	児玉与次郎	芸・佐東下安	40	15	(3.8)	B	2・613
児玉四郎兵衛		芸・佐々部吉広名	24	2.5	(1)	A	1・522	
弘七郎次郎		芸・西条熊野村	27.小	10	(3.7)	B	2・970	
福井十郎兵衛尉		芸	47	14.36	(3.1)	B	3・515	
弘治3	楊井隠岐守	防・山代南桑	7.大	6.2	8.1	C	譜や46	
	栗屋縫殿丞	高重半名, 佐藤大夫名	70.半	30.4	(4.3)	B	2・705	
	飯田弥五郎	防・佐波郡富海保	7.大	5.5	7.2	C	4・503	
	和智治郎	防・岩国	12.小	8.4	6.8	C	3・786	
	高常旦	防・岩国	3.大	3	8.1	C	4・35	
	中村源兵衛尉	防・岩国	1.大	3.7	7.9	C	4・447	
	白木準人	防・岩国	5.300	3.7	6.4	C	4・415	
	弘中民部丞	防・岩国	22.半	18	8	C	譜ひ27	
	増原四郎右衛門	防・玖珂郡河内	12.2畝	5	(4.1)	B	譜わ23	
		防・玖珂郡大野	70.1畝	5	(0.7)	A		
弘治4	穴戸但馬守	中尾名	10.60	5.05	4.8	B	譜し32	
	児玉四郎兵衛尉		12	7.2	6	C	1・522	
	児玉次郎右衛門尉	芸・伴, 後山, 多治比	59.半	21.4	(3.6)	B	3・196	
	小倉新四郎	芸・伴	53.小	20	(3.8)	B	2・925	
	井上三郎太郎	防・岩国	6.半	3.6	5.5	B	4・408	
	中村源兵衛	防・岩国	8	4.96	6.2	C	4・448	
	大呑小次郎	防・都濃郡長穂	23.60	10.05	4.3	B	4・195	
	井上新次郎	防・都濃郡須々万	12	6.5	5.9	B	2・325	
	伊藤新六	防・都濃郡須々万	17	7.2	4.2	B	イ・34	
	児玉内蔵丞	防・都濃郡矢地令	87	510.6	5.9	B	譜こ24	
	防・都濃郡矢地令	21.60	110.1	5.2	B	譜こ43		

戦国大名領国における重層的領有構造（油）

年代	給人名	地域	面積(反)	高(石)	反収(斗)	評価	文書所在
永禄3	甲田三郎兵衛尉	防・都濃郡矢地令	6.半	20.4	3.1	B	4・289
	山田民部丞	防・佐波郡富海保	23	?	?		1・746
	品川与平次	防・佐波郡富海保	8.小	54.9	6.6	C	4・261
	吉原刑部丞	防・佐波郡富海保	32.60	15.51	4.8	B	譜よ54
	木村又四郎	防・佐波郡富海保	8.大	5.04	5.8	B	譜き21
		防・鼻尾	12	5.22	4.4	B	
	入江六郎右衛門		8.半	50	5.9	B	譜い210
	舟木越前入道		5	2.3	4.6	B	イ・50
	中伏又右衛門	芸・西条寺町	26	7.2	(2.8)	A	2・629
	佐武次郎右衛門尉	防・吉敷郡宮野庄	8.小	5	6.0	C	3・134
永禄4	江山弥次郎	防・都濃郡矢地令	41.60	15.9	3.9	B	3・320
	三分一式部丞	防・山代阿賀郷	60.半	26.65	4.4	B	3・388
永禄10	松原隼人佐	防・山代阿賀郷	50.60	26.3	5.2	B	譜ま64
永禄11	井上孫兵衛	芸・吉田	9	短8.4	(4.7)*	B	4・387
		芸・白砂	50	23.03	(4.6)	B	
永禄13	桂少輔五郎	芸・惣平良	262	111.25	(4.3)	B	2・334
		芸・宮内村	418	181.15	(4.3)	B	
永禄13	近藤豊後守	防・下松	6.大	4.3	(6.5)	C	イ・43
			23	10.2	4.4	B	4・105
元龜2	作間源十郎	芸・深川	1	.5	(5)	B	4・106
天正4	田上藤十郎	二万八田川北	3.30代.27	2.01	4.8	B	譜た1
天正5	国貞助九郎	備中・加陽郡八田部郷，刑部郷，阿宗郷	10.半	4.285	4.1	B	イ・81
天正9	田上藤十郎		8.30代	4.291	5	B	譜た1
天正8	門田左馬允	芸・佐東府中	12.小	4.52	(3.7)	B	2・463
		芸・矢加	5	1.3	(2.6)	A	
		芸・生田	12	8.16	(6.8)	C	
天正12	井上七郎三郎	防・秋鹿庄	70.大	43.853	(6.2)	C	3・696
天正14	粟屋市若丸	芸・山縣郡壬生	7	2.8	(4)	B	2・551
		防・吉敷郡小嶋庄	65.80	6	(0.9)	A	4・356
	波多野掃部助	長・美禰郡厚保	23	50	(2.1)	A	
		防・吉敷郡黒川	408.小	75	(1.8)	A	1・564
	錢昭料所	防・吉敷郡宮野	84.小	15	(1.8)	A	
		防・吉敷郡宮野	9.60	10	(10.9)	C	1・498
	榎本弾正忠	長・美禰郡秋吉	26	10	(3.8)	B	
		長・厚東郡吉見	23	10	(4.3)	B	
		長・厚東郡宇部郷	29.85	10	(3)	B	
		長・厚東郡棚井村	19.75	4.5	(2.3)	A	
長・厚東郡須恵郷		25.210	20	(7.8)	C		

- 1) 「評価」のランクは、A：～3斗，B：3斗～6斗，C：6斗～。
- 2) 「反収」で（ ）のついているのは、一筆毎の反収高の不明なもの。
- 3) 「文書所在」にある譜は「譜録」の略，その次の平仮名数字は、「毛利家文庫」における分類番号，他はすべて『萩藩閩閩録』。
- 4) 高が貫高表示のものは一貫＝一石の和市で石高に換算。
* 粗については、0.5倍して米に換算。

- 1) 実際，毛利氏は重層的領有関係を、「納所」と「下作」という形で，給人と名請人との関係として設定することを，基本としているのである（後述）。
- 2) 勿論，土地生産性に格差があるから，自作地の反当高がすべて高いとは限らない。また逆に，自作地以外にも一職支配が成立している土地のあることは

いうまでもない。

3) 次節でみるように、永禄3年の山代検地では、反当分米高の基準が3斗~5斗となっており、この数値は、従来の年貢部分にあたるものとも考えられよう。

4) 分類は、重層型の平均4斗と一職型の平均8斗との中間値である6斗と、従来の本年貢部分の最低値である3斗とを境界とし、6斗以上をC型、6斗未満3斗以上をB型、3斗未満をA型とした。

2. 戦国期全体への拡張

次に、惣国検地以前についても、同様の方式で分類を行い、対比を試みた〔表5-2〕¹⁾。年代的にみると、防長征服(弘治期〔1555~58])を境に、それ以前の芸州を中心としたA型(重層型にすら及ばない低い掌握度)優位の状況と、それ以後のB型(重層型)とC型(一職型)との併存状況とが対照的である。とりわけ、弘治3・4年(1557・58)の岩国での一連の打渡坪付の一筆毎の反収高における、兼重蔵田検地段階に匹敵する数値の検出〔表6〕は、この期において、既に「全剰余労働」を掌握する条件を有しており、一部では一職支配的關係を成立させ、直接耕作者を名請人として確定していたことを物語っている。ここからすれば、毛利氏は戦国大名としての政治的自立期²⁾から、既に、新たな領有体制の形成を開始したといえよう。こうした併存状況は、やはり、生産力水準の地域的差異に基づくものではあるまい。それを示すのが、同じ防州山代における、弘治2年(1556)の揚井隠岐守に対する打渡坪付の平均反収高8斗1升と、永禄3年(1560)の三分一式部丞に対する打渡坪付の平均反収高4斗4升との対比である。給地のある南築村と阿賀郷とはほぼ隣接しており、近世にはいっても、生産条件を同じくしている³⁾。また、三分一氏の給地の反収高である上田3斗・中田4斗・下田3斗は山代検地では一般的指標であり⁴⁾、特に悪所ではない。だから、むしろ領有關係の編成のあり方の問題だと考えるべきであろう。

この点を、次の史料によって裏付けたい。

史料A (関4・477)

藤かいち 田四反歩 定米式石
 榎手八反 米四石
 林田かへり田 田二反大 米壹石五升
 中垣内 田貳反 米八斗 河本三反
 道きり 田三反 米壹石三斗
 芝原 壹反大 米七斗
 應島卅目

表6 防州岩国 弘治3年9月19日
 中村源兵衛給地打渡坪付

地 字	面 積	高	反 当 高	名 請 人
かたかみ	田 半	400文	800文	藤左衛門尉
同 所	田 大	700文	1050文	孫左衛門尉
むろ木之内	田1反半	1貫文	667文	左衛門三郎
安 長	田1反	800文	800文	孫 次 郎
重 安	田1反	800文	800文	源右衛門尉
	畠1反	1貫400文	1貫400文	余 八

典拠：関4・448

以上

右前、無公役預ケ進之候、時長三反小居廻

弘治四年三月十九日

尾玉三郎右衛門就忠 判
 棚守左近衛將監勇顕 判
 平佐源七郎 就之 判

糸賀平左衛門尉殿

これによれば、糸賀氏は預地の「定米」の納入を請負ったのだが、反当上納高は4~5斗と低い。それは、年貢納入の請負い(以下、これを「請納」と表現する)に伴う一定の得点を、糸賀氏が取得しているからだと考えられる。即ち、預地という形態による重層的領有關係が成立しており、上納高のみが指示されているため、反当高は低く表示されるのである⁵⁾。また、名請人が記載されていないのは、糸賀氏が年貢負担者だからで、前述の伊藤氏の打渡坪付の分析の際の予測——名請人が給分の取得者である場合のあること——との照應關係が見出せるであろう。

- 1) こうした方式をとると、前述のように実態が不明確になるが、一筆毎の反収高の不明な場合が多いための措置であることを断っておく。
- 2) 戦国大名毛利氏の成立期については、評価が分かれているが、井上衆誅伐事件によって、國人領主としての支配権を確立し、防長征服によって、戦国大名として自立したとしたい。その指標は、第一に、大内氏との目下の同盟關係から独立したこと、第二に、知行關係、軍事動員を通じて、國人領主との家臣關係を成立させたことである。
- 3) 『防長風土記進案・奥山代宰判』(山口県文書館版)参照。
- 4) 「阿賀郷検地下札」(関4・386)、「松原華人在打渡坪付」(『譜録』ま・64『毛利家文庫』23)参照。
- 5) 毛利領国における預地は、臨時措置的知行宛行型と請納型とに大別できる(第Ⅱ章第1節注2参照)。そこで、この史料を、その形式から打渡坪付とし、

記載された分米の取得者を糸賀氏とする解釈もあろう。にもかかわらず、本文のような解釈をとったのは、第一に、打渡坪村ならば、名請人が記載されるのが一般的であること、第二に、公役免許が打渡坪村に併記される例はなく、逆に請納型の場合は、負担内容として納所、公役が併記されるのが通例だから、「無公役」という文言は、年貢納所とあわせた負担関係の確認と解すべきであることによる。

こう解釈すると、糸賀氏の取得分の内容が不明な点、及びその毛利氏の知行制の中での位置付けといった問題が出てこよう。これについては、後に検討する。

こうして、戦国期毛利領国では、「全剰余労働」の掌握と、その領有制における、一職支配型と請納による重層型¹⁾との併存的編成という、惣領地段階での特徴が、その成立期から形成されつつあったことを明らかにした。ここからすれば、戦国大名毛利氏を荘園制に依拠した権力と評価するのは、歴史の発展面を見ず、一面的であるといえよう。しかし、これだけでは「独自の権力構造」は解明できない。重層的領有関係が基本であり、それが請納関係として成立しているとすれば、この関係の分析こそが、その核心となろう。

- 1) 重層的領有関係が、一般に請納関係として成立しているとは限らない。単一の負担者が複数の給人に年貢を納入する場合も想定されるからである。しかし、毛利領国では、重層関係形成の前提となる中間得分の給分化は、必ず上納義務を伴っており（後述）、寄生的な中間得分権は、知行の対象となっていないと考える。従って、以下、重層的領有関係は、請納関係として成立していたことを前提として、検討を行う。

Ⅲ 重層的領有関係の構造

剰余の一定部分が上納され、かつ他の部分はその責任者によって取得される関係（即ち請納関係）において、請納される側の権利を「上級領有権」、請納する側の権利を「下級領有権」と仮に名付ける。本章では、この二つの権利の性格、内容を分析し、こうした関係の形成の意義について考察する¹⁾。

- 1) 戦国大名による領有関係の重層的編成については、有光氏前掲論文、木村忠夫氏「実得時元大石寺名坪付注文」『年報中世史研究』創刊号 1976、などの研究があり、在地掌握・家臣団統制などの観点から、積極的評価が与えられている。

一方、村田修三氏は、「戦国大名の知行制について」『歴史評論』293号 1974、三～五において、年貢収

取関係の複雑化、百姓の一元的支配の不可能化を理由として、こうした評価に疑義を提出し、分地による一職支配の形成こそが戦国大名による知行政策の基本だと主張している。

私自身の評価は本文中で述べるとして、ここでは、村田氏の見解自体について、二、三批判しておく。第一に、分地は、所領の散在・零細化をもたらし、直接の在地支配の非能率・困難化を招き、再び重層関係に戻らざるをえない。従って、この方式では、問題の解決はできない（本章第2節参照）。第二に、百姓支配は、有力家臣領では、一元化より、むしろその直接的支配を規制することこそが志向されるであろう。

1. 「下級領有権」の性格

「下級領有権」の成立事情として直ちに想定されるのは、中間得分の給分化である。毛利領国においても、名（主）職、（下）作職といった名称の権利が、安堵・宛行の対象となっている。一例をあげよう¹⁾。

史料B（関3・839）

其方事、今度正覚寺令隨逐、関所城番以来度々高名無^{（周比類候、（中略）}就中揚井市中仮屋三郎左衛門今度至山防^{（周比類候、（中略）}口取退候故彼抱名田職事、任望被仰付候處、彼者令懇望歸參候条、右為替海田四郎左衛門尉抱揚井土田行一新庄未松名、揚井有里名、光安名、東益名等之事預違訖、如前々納所公事相調之、可相抱候、縦給主相定候共、下作職事者不可有相違候、仍執違如件

弘治貳	児玉三郎右衛門尉就忠判
卯月廿九日	国司右京亮元相 判
	栗屋右京亮元親 判
	赤川左京亮元保 判

^{（元任）}
高井彦二郎殿

この場合、「名」が預けられ、「納所公事」を「相調」えることが義務付けられる一方、「給主」が定まっても、「下作職」は「不可有相違」という保障をうけているのである²⁾。

分析に先立って、毛利氏がこのような多様な権利を、どのように編成しようとしていたかをみておこう。ここで注目したいのは、一職支配を成立させる場合、「作職地頭納所共」（関4・393）などといった表現がとられている点である。特に、天文16年（1547）の永末越中守に対する備後大田庄本郷内助富名、貞末名の宛行のように、領有単位が名として存在している場合でも、「諸納所下作共」として宛行われている（関4・454）。即ち、毛利氏は、基本的には「納所」と「下作」との関係として、

表 7 重層的領有關係事例

番号	年代	地 域・名 称	授 者	受 者	契 機・式	義 務	権 利	文 所 在
①	天文11	常末半名作職	元 就	尻玉四郎右衛門尉				2・613
②		兼弘名作職	元就・隆元	井上新三郎	軍功・預	年貢・公役		3・735
③	16	備後・大田庄本郷之内助富名、貞末名(下作)	毛利奉行	永末越中守			諸納所下作共24貫800文の知行	4・454
④	弘治2	防・楊井庄中名職	毛利奉行	高井彦次郎	望み・預	納所・公事	名職の保障	3・843
⑤		防・楊井土田行一新庄の諸名	毛利奉行	高井彦次郎	④の替・預	納所・公事	下作職の保障	3・839
⑥	3	芸・西条したみ鴻巣両村内の五ヶ所 <small>の小庵</small>	毛利奉行	万 福 寺			作職地頭納所共に2貫100目の扶助	4・393
⑦		防・能毛郡塩田村公文名などの名主職	毛利奉行	八木新兵衛尉	馳走		余得分の扶持	4・425
⑧	4	田地1町反小など	毛利奉行	糸賀平左衛門尉	預			4・477
⑨	永禄2	防・吉敷郡吉敷西庄上村之内末房名	金禮院納所	有馬与四郎	筋目 預	年貢・公役	名の拘の保障	4・133
⑩	3	防・吉敷郡小鯖庄内八幡免	隆 元	宮内中務丞		社役	余得分の知行	1・32
⑪	5	防・得地上村之内下作職	隆 元	三戸善兵衛尉		公役		
⑫	7	中次郷内一王丸名	鶴所秋久 大林秋重	河 村 某	預	諸公役納所		判物写
⑬	13	芸・小山之内ひち屋田2町5反	元 就	福原弥次郎	預	公料(3石7斗8升)		3・286
⑭	元龜2	芸・下麻原すは神田	輝 元	三上七郎右衛門尉	前任者の不動・預	祭公役	田富山以下の領知	3・740
⑮	天正2	諸給領下作職	毛利奉行	三井熊王丸	相統・安堵	執務・奉公		2・714
⑯	4	石・津毛郷之内大神楽名主職	益田元祥	平 太 郎	相統・安堵			1・293
⑰	6	田4反小・分米2石6斗4升	尻玉就方	又 右 衛 門	預			4・426
⑱	7	家兼名・秋寺名下作職等	輝 元	野原助三郎	安堵	執務		4・399
⑲	12	芸・西条寺町十楽名二相之内一反一貫	井上元豊	行友藤兵衛尉	預	土貢・公役	末代の預	1・168
⑳	14	長・厚母郷国衙諸名田中名主職	輝 元	厚母治部少輔	相統・安堵		知行	3・414
㉑	16	防・花河原阿弥陀免一反	尻玉就英	渡 辺 源 三	預	公役		4・426
㉒	文禄5	芸・佐東郡北庄矢口新宮神田	輝 元	山縣彦右衛門尉	拘えよ	社役・郡役		4・317
㉓	?	福田沢下作職	隆元・元就	平賀広相	同心			3・638

「文書所在」にある判物写は、『毛利家文庫』22所収のもの。他はすべて『文藩閩閩録』。

重層的領有關係を整理する方針をとっていたと考えられるのである。それは、その間にたつて請納する名(主)職的権利を否定する方向であり、これこそ、検地を通じて一筆毎の名請人を把握し確定していく在地掌握深化の政策に、まさしく沿ったものといえるのである。

こうした重層的領有關係は、史料上に「職」として表現されているもののほかに、[史料A]のような預地のうちのいくつかに存在している⁶⁾。そこで、両者の事例を年代的に列挙したのが、「重層的領有關係事例」〔表7〕である。この表をもとに、「下級領有権」の性格を検討していきたい。

まず、義務を見てみると、「納所」と「公事」、即ち年貢納入と反銭・棟別銭・夫役等の諸役の負担が命じられている。この二つは中世の百姓の負担の中心内容であり、

その限りでは、他の百姓と同一性格をもっている。

次に権利を見てみよう。④の場合、「下級領有権」者高井氏は、義務を果たすことを前提とはしているが、同時に、「縦給主相定候共、下作職事者不可有相違候」という保障を、大名からうけている〔史料B〕。この点を、もう一つ⑨を例に検討してみよう。

史料C (関イ・168)

(安宅) 西条寺町十楽名二相之内^{市房}屋^敷下^下房^上老^老反^反老^老賃^賃賃^賃め^め之事、為散田預ケ申候、土貢之儀検見出入申候へハ事六ヶ敷候間半損立ニ五百めニ相定候、於此上者大日損大小損行候共一粒無無沙汰可被相調候、段銭其外小役等は又可有御馳走候、右申定辻無々沙汰候者末代預ケ可申候、但少茂無沙汰候者則取放可申候、仍而為後日一筆加件

天正拾貳年^甲卯月十二日

井上神左衛門尉元豊 判

行友藤兵衛尉殿

如此令異見相定申候畢

同日

元勝 判

この場合も、「下級領有権」者行友氏は、「申定仕無々沙汰候者」という限定はあるが、やはり「末代預ヶ可申候」という保障を、「上級領有権」者からうけている。そして、直接文言上には現われていないが、農民負担としての1貫文に変化はないのだから、行友氏は通常、収取分1貫文—上納分500文=500文の剰余を取得できたはずである。このように、「上級領有権」者あるいは大名から、剰余の取得権が保障されているところに、新しい側面があるのである。

しかも、それが単なる請負料ではなく、大名に対する奉公への恩賞、即ち給分としての性格をも持っていた点が、「下級領有権」としての特徴である。④の場合、「名職」は「任望被仰付」たのであるが、それは、「度々高名無比類」がゆえの宛行だったのである〔史料B〕。それでは、給分としてどのような扱いをうけていたのか。当初は、従来の年貢部分とは区別され、給分から外されていた場合もあったようで、⑤の場合、弘治2年（1556）4月に「下作職」が宛行われたにもかかわらず、同年10月の安堵状には、その記載がない（関3・838）。しかし、一職支配が成立した場合には重層関係が解消されるから、こうした区別も早期になくなる。打渡坪付の検討の際にも確認したことであるが、⑥のように、天文16年（1547）で早くも「助富名・同貞末名諸納所下作共ニ」24貫800文と定量化して宛行われている。⑦でも同様に、「作職地頭納所共ニ」2貫100目の宛行をうけている。一方、天正期（1573～92）にはいると、「下級領有権」が独自に知行安堵状に名を連ねるようになる。⑮・⑯・⑳がそれである。⑮の場合は、「諸給領下作職」が、他の定量化された給分とともに一括して「宛行」われ、「早令執務之弥可抽奉公忠」とされている。⑯の場合も同様に、他の定量化された給分と並べられた「厚母郷国衙諸名田中名主職等」が、「全知行不可有相違」とされている。⑰の場合は、定量化された分が「為給地宛行」われた後に、「従前々相抱家兼名・秋寺名下作職等之事、全執務不可有相違」とされている。このように、一部では定量化について不明な点は残るものの⁴¹、他の給分とともに宛行われ、軍役義務を課せられている点では、従来の年貢部分と共通の性格をもつに至っているといえよう。こうした関係が成立しているからこそ、惣国検地段階で、「全剰余勞

働」を、しかも定量化して掌握することが、可能だったのである。

- 1) この史料をめぐって、また、一般に毛利領国における名（主）職と（下）作職との性格の相違について、見解が分かれている（河合正治「戦国大名としての毛利氏の性格」『史学研究』54号 1954、松岡・木村前掲論文参照）。しかし、ここでは、それらについて詳説する紙幅の余裕がないので、論旨との関係で必要な限りの私の理解を述べるに止める。
名（主）職は、名主の名単位での請納義務に伴って、（下）作職は、一筆毎の土地に関する百姓の負担義務に伴って、それぞれ剰余を取得する権利と考える。これらはいずれも中間得分格的性格をもち、百姓一名主—給主という基本的納入ルートに付随して、多様な形で存在した。
- 2) 名が預けられたのに、下作職が安堵された事情は、以下のように考える。名を単位とした収納が存続しながらも、名主職は成立しえず、名主の機能に付随して存在していた数筆かの土地の下作職が保障された（木村前掲論文、71頁参照）。
- 3) 預地と表現される土地領有には、三つの型態がある。第一、正式の知行宛行までの臨時措置。第二、代官支配。第三、本文で述べた型態。紙幅の都合で、例示は、有馬与四郎の「長州松岳山領半済二十石内石八」の領有が、第一型態を経過している（関4・132～133）事例のみとする。
- 4) 安堵状の上で定量化されていないことから、直ちに現実もそうだと断言できない。例えば、天正12年（1584）の児玉塩法士の知行相続における付立（関1・523）には、「一、田一町二反 佐々部吉広名」という項目があり、それ自体では知行高が不明だが、弘治2年（1556）の宛行状（関1・522）では「佐々部之内吉広名 田数二町四反米二石五斗足」と記載されているような場合が、多々あるからである。この点及びもし定量化されていないとしたら、その部分の軍役等の諸役は、何を基準として負担されたのかといった問題が、貫高制との関係で、当然出てこよう。この点は、他領国における「名田」・「名職」についても同様の問題があり、戦国大名領国研究の重要課題の一つであろう。

2. 「上級領有権」の性格

大名が「上級領有権」者の場合、事情は大名による知行宛行一般と共通する。即ち、年貢上納義務は存在するが、それを除けば、知行—軍役関係が成立するし、公役も大名に対し勤めることになるからである。問題は給人の場合である。給地が宛行・安堵された場合、大名との関係では、自由な在地支配が行われていた。年貢搾取も上からの制約をうけないし、公役勤仕も自らの責任で行い、大名権力による介入も阻止される⁴¹。従って、「下級

領有権」の宛行・安堵も、給人の権限内に（少なくとも潜在的には）存在した。

これに対し、重層的領有関係の成立した給地では、事情は一変する。この点を、前述の高井氏の場合を例に考えてみよう。「相定」まった「給主」が限前にする給地は、如何なる状況になっているのか。年貢は高井氏から「相調」えられる。しかし、名請人は請納する高井氏の掌握するところになるし、その名請人自身は、毛利氏によって、打渡坪付の発給を通じて指定されているのであろう。何故なら、毛利氏は「下作職」までも掌握しているのだから。「公事」も高井氏の手を通じて勤められるから、現実の下地支配を行っているのは高井氏だということになる。そして、その高井氏は、「下級領有権」を毛利氏によって保障されている以上、給主は彼を勝手に取り替えられない。それどころか、彼は毛利氏と直接知行関係を結んでいるから、家臣とすることもできない。更に、彼が正覚寺に従って軍事行動に参加していることからすれば、寄親にもなれず、家臣団編成上は全く無関係となる。つまり、「給主」（＝「上級領有権」者）は、この給地に関しては、定められた年貢を取得する権利をもつのみで、在地支配権を喪失し、権力基盤拡大・強化の最大の方策である、在地小領主との家臣関係形成の途も絶たれてしまっているのである。ここにおいて、「上級領有権」者たる家臣は、従来の独立性の根柢である在地領主的支配権を大幅に規制されるという、全く新たな事態に直面することになるのである。

こうした関係の実例として、〔表7〕の⑩をあげよう。

史料D（閏4・479）

三戸善兵衛尉事、去年於門司表毎度心懸粉骨之趣、就
（見）
（親）
 忠内々申通儘令存知候、神妙之至候、必可加褒美候、
（高防）
 就夫先得地上村之内彼者抱所下作職諸天役并人夫等之
 事令免許候、此由能々可申問候、謹言

永禄五

十月十六日
（元良）
 児玉小次郎殿

隆元 御判

史料E（閏4・480）

徳地上之村之内三戸善兵衛尉抱来候下作職諸天役之事、
（高防）
 別而彼者有忠儀之子細令免除之由、隆元教通置候、
 右在所今程御知行之儀候条、如此間被仰付候者可為祝
 着候、不可準自余候之間御分別所仰候、（中略）

九月十八日
（巡）
 杉豊後守殿 御宿所

元就 御判

この場合、〔史料E〕からすれば、三戸善兵衛尉は、「徳地上村」の「下作職」を抱え、この「在所」を「知行」する杉豊後守に年貢を納める一方、毛利氏に対し、「諸天役」を勤めてきた²¹。ところが、〔史料D〕によれば、児玉就忠の被官として（閏4・480）、「粉骨仕」った「褒美」として、「諸天役并人夫等」を「免許」されることになった。この場合も、「諸天役」義務は、「下作職」に付随するものとして存在し、その「下作職」自体は、毛利氏によって保障されている。だから、その「免許」にあたっては、決定権は毛利氏が握っているのである。やはり、杉氏の給地に対する権利は、年貢取得権のみに限られ、下地支配は三戸氏が行い、しかも、その三戸氏は家臣関係としては、別人の下にいるのである。

こうした関係の行き着く先は、完全な俸禄化であろう。それを思わせるのが、防州山代の例である。山代阿賀郷の地侍三分一氏は、防長征服に際して毛利方につき、天文24年10月、陶方について没落した同じく阿賀郷の地侍錦見氏の「跡」を「預遣」された（閏4・382）。その後、永禄3年に山代検地が行われ、8町6反小の「拘分下札」²²が与えられたが、「給地賦」においては「拘」の地のうち、「作うちつき六町付渡候、残所吉河殿江渡申候」（閏4・385）ということになり、6町半の「打渡坪付」²³を受けとった。

従って、この段階で三分一氏は、「拘分」としては8町6反小の土地にかかわり、かつ、そのうちの6町半が給地として与えられていることになる。そして、給地以外の土地については、吉川氏に対する上納義務を負っているのである。何故なら、「拘」とは「下級領有権」の表現であるのみならず、「拘分下札」とは、年貢上納の負担内訳の性格をもっていると考えられるからである²⁴。そうでなければ、検地によって領有関係が確定されてなお、給地以外の「拘分下札」が与えられるはずはないのである。

こうした預地が山代には広汎に設定され、「公領の所務」を担当する「草使」²⁵がおかれ（閏3・95）、毛利氏によって直接支配が行われた。だから、吉川氏の側から見ると、阿賀で150貫の地を拝領したが²⁶、給地の指定はうけても、実際の徴収は「下級領有権」者→「草使」→「上級領有権」者というルートで行われ、在地支配とは全く切り離されてしまうことになるのである²⁷。

重層的領有関係は、家臣の給地において独自に形成されることも、十分に想定できる。前出〔史料C〕の場合、一貫という反当高からすれば、一職支配の土地として宛行われたにもかかわらず、恐らく一反という狭小性を理由として、預地としたのである。この関係のみであれば、

「上級領有権」者である井上氏は、「少歳無沙汰候者則取放可申候」という形で「下級領有権」の宛行権を確保し、従って、在地支配権も間接的には所有し、在地小領主との被官関係の形成の条件を有していたことになる。しかし、「如此令異見相定申畢」という、同日の「元勝」なる人物の裏書は、何を意味しているのだろうか。この史料からは推測の手掛りをつかめないで、もう一つ〔表7〕の④の例を検討しよう。

史料F（関4・133）

金龜院領吉敷郡吉敷西庄上村之内末房名事、依筋目有馬与四郎相抱度之通、以赤川源左衛門尉元久裁判被申之間、任彼儀預進之、然者限有寺家年貢米并小濟物定役天役以下、如前々無懈怠被動之、永代無相違可被相抱者也、仍下知如件

永禄式年十一月六日	金龜院納所
有馬与四郎殿	善瑛 判
右前存知之畢矣	(赤川) 經好 判
同日	

これも、「上級領有権」者である金龜院が、有馬与四郎に、「名」の「預」という形で、「下級領有権」を宛行（乃至は安堵）したもののだが、それは、毛利奉行である赤川源左衛門元久が「裁判被申之間、任彼儀」せての措置なのであった。そして、山口奉行の市川経好が、決定の執行を確認する意味で、裏書をしているのである⁹⁾。ここからすれば、先の「元勝」の裏書も、こうした毛利氏による確認・保障の意味がこめられていると解釈できる。

このように、直接の宛行権の掌握といった形ではないにせよ、家臣の給地内での重層的領有関係の形成に対しても、大名は「裁判」という形で積極的に介入していったのである。しかも、大名権力による「裁判」によって「下級領有権」が保障された場合、それが間接的であっても、実質的には、「上級領有権」者は、自由な改替ができない状況に置かれているであろう。

1) 反銭徴収の方法については、備後国信敷庄西方の段銭が、その地の給人の責任で納入され、大名による催促も、百姓に対しては、給人を通じて間接的に行われていたこと（『山名政豊書状』『山内首藤家文書』145号）からすれば、大名による直接徴収はなかったと考えられよう（田沼陸「公田段銭と守護領国」『宮内庁書陵部紀要』17号 1965, 22頁参照）。この点は、毛利領国内においても、給人の家臣に対する知行宛行状に「所役等」の負担文言が付されていること（関4・246など）から、同様のことがいえよう。なお、岸田裕之氏（前掲論文）は、給人が

守護権力と耕作農民との関係を断ち切るためには、段銭・諸役の免許が必要だったという見解を示しているが（71頁参照）、引用された史料は、負担責任の所在を規定しているだけで、必ずしも上級権力との関係を示しているとは思われない。

- 2) この史料に関して別の解釈が成り立つとすれば、第一に、「下作職」もこの時点で初めて宛行われた、つまり、「下作職諸天役并人夫等」がまとめて「免許」されたとする解釈である。第二に、「下作職」を保障していたのは杉氏である、もしくは、「諸天役」は杉氏を通じて勤められていたという解釈である。つまり、何故杉氏に承認を求めた必要があったのかという問題である。これらの吟味は紙幅の都合で省略するが、今回の処置の結果は、どちらにせよ以下本文で述べる内容と同様であるのみならず、大名権力の介入はより強力なものとなり、こうした解釈が成り立つとしても、本稿の論旨を強めこそすれ、否定することにはならない。
- 3), 4) 「玖珂郡阿賀村三歩一左兵衛所持之御判物写」『毛利家文庫』22-144.
- 5) もう一つの「阿賀郷檢地下札」（関4・386）には、最後に全分米高が記され、その下に児玉若狭守という名前が書かれている。児玉氏は、三分一氏に対する「拘分下札」の発給責任者でもあり、上納先の指定ではないかと考えられる。
- 6) 松岡前掲論文, 19頁参照。
- 7) 永禄3年10月21日「毛利元就同隆元連署知行宛行状」『吉川家文書』460号。
- 8) 同時期に、同じく山代五ヶで熊谷氏などに貫高で知行宛行が行われている（永禄5年9月1日「毛利元就同隆元連署判物」『熊谷家文書』140号など）が、これも同様の方式をとったと考えられ、こうした関係の一般的存在が推定される。
- 9) 毛利氏の奉行組織については、松浦義則「戦国大名毛利氏の領国支配機構の進展」『日本史研究』168号 1976, 「二. 戦国大名毛利氏の支配組織」参照。

重層的領有関係の特徴は、第一に、中間得分権を従来の年貢部分と同質な「下級領有権」として、知行制の中に確定することであった。このことは、在地小領主層の広汎な家臣化の条件として、権力基盤の拡大に重要な意義をもつものであり、戦国大名権力の飛躍的強化をもたらす根源となったのである。更にそれは、検地を通じて分米と名請人とを確定していく方向に照応して、基本的には（下）作職として確定された。即ち、単なる所有権の承認ではない、領有関係の新たな編成、即ち荘園制的関係を完全に否定する方向をもつものであった。

しかし、この点だけならば、その意義は一職支配の成立と変わらないものとなる。重層的領有関係の第二の、そして固有の特徴は、大名による「下級領有権」の宛行

を通じて、「上級領有権」が大幅な規制をうけたものになる点である。「上級領有権」者は、給地の下地支配を「下級領有権」者に委ねざるをえず、在地支配権は著しく弱体化する。しかも、その「下級領有権」者が、その権利を大名から保障され、また、家臣関係を大名と直接とり結んでいる以上、「上級領有権」者は、その制限された権利を守るために、自身も大名に対する依存を強めざるをえない。のみならず、大名は、「上級領有権」者の給地内の在地小領主までも直臣として編成する権限を得たことになり、単なる領地の規模の差以上に大名権力の基盤は強化されるのである。

「國人領主連合」から出発し、「国衆」をはじめとする有力家臣の統制に腐心する戦国大名毛利氏が、在地小領主の領主化・中間得点の否定・給分化という新たな歴史的状況を処理する方向として、このような途を選んだのは、極めて当然なのである。

Ⅳ 重層的領有関係の形成要因

重層的領有関係が毛利領国における特徴だといえ、その最終到達点である惣国検地段階においても、一元化してはいなかった。ひるがえってみるならば、もともと「國人領主連合」から出発し、征服によって領国を拡大していった戦国大名毛利氏には、「譜代」・「国衆」・「外様」という多様な家臣と、それぞれの本領地、当知行地・新恩地という複雑な給地が存在していたのである。従って、こうした複雑な関係の中から、如何にして基軸となる重層的領有関係を形成したのか、また何故しえたのかを検討する必要がある。

1. 重層的領有関係成立の前提

——在地小領主と大名権力との結合——

重層的領有関係成立の前提には、「下級領有権」の宛行を媒介とした在地小領主層と大名権力との結びつきの形成がある。この問題について、これまでの研究は、彼ら相互間の抗争、あるいは、給人との対立を背景としてとらえてきた¹⁾。即ち、在地小領主の領主化という基本動向の中で生まれる、彼らの編成をめぐっての大名・給人・在地小領主の三者間の対立・結合の運動の中で考えてきたのである。この点を少し具体的に検討してみよう。

三分一氏が阿賀郷における領主としての支配を確立するためには、同様な存在であるライバル錦見氏を打倒しなければならなかった。しかも、錦見氏は、阿賀郷の刀禰として大内氏と結び、在地支配権を保障されていた以上²⁾、三分一氏も、大名権力との結びつきを獲得しないわけにはいかなかったのである。また、高井氏が「仮屋

三郎左衛門尉尉拘名職」を特に望んだのも、仮屋氏との抗争を前提として理解する必要があるであろう。こうした対立は、在地小領主間に限られなかった。万福寺が「作職地頭納所共」に「扶助」された前提には、「除百姓等」とあるように、中間得点をめぐっての「百姓等」との抗争が存在したのである。こうした状況に対し、大名は調停・保障者として立ち現われるのである。

こうした保障が、三分一氏にしても、高井氏にしても、平時における「公事検地」などを通じてではなく、戦時における軍功の恩賞として実現されるところに、毛利領国における特徴がある。しかし、この点でより重要なのは、打ち続く戦乱が、様々な抗争の当事者に、旗色を鮮明にさせ、暴力的に結着をつけさせることである。阿賀郷支配をめぐる抗争も、防長征服の過程で村内を毛利方と陶方とに二分し、勝利を得た三分一氏が、錦見氏の首級をあげることによって、在地支配権を奪取するに至り、落着した(関・383)。高井氏にしても、仮屋氏が陶方につき、「今度至山口家取返故」に、彼の拘えていた「名田職」を獲得できたのである。

実際、毛利氏による征服地の処理の中で、係争地の問題は重要な位置を占めていた。この点を、豊筑入手に際して、国司就信と井上就貞が任命された「所帯裁判奉行」(関2・373)の任務に即して、見てみよう。

史料G (関2・373)

豊筑表事、從只今愁訴、所帯三昧儀各互可申候哉、左候而者隆景、元春一方之可為氣遣候、第一可為固口候間諸村此方可任裁判在所をハ手を入可押置候、其奉行事兩人申付候 (中略)

(永禄12カ)
八月廿二日

輝元 御判
元就 御判

(就 儀)
国司雅楽入道殿
(就 儀)
井上善兵衛尉殿

史料H (関3・108)

就今度其表利運、明所等多々可有出来候、為其押佐藤又右衛門尉差下候、又某許_ニ茂国司雅楽入道、井上善兵衛尉申付候ッ、然間此者共被仰聞、諸村之儀堅固可被仰付事肝要候、諸在所落着之段者究忠不之淺深、於論所等者糺明理非候而、從是可申付候間、其内之儀此者共可為裁判候、(中略)

(永禄11)
九月廿日

輝元 徒判
元就 御判

「隆景
(福原)
貞俊 右馬頭

元春 少輔太郎輝元

彼らは、「所帯三昧」に関する「愁訴」のため、「此方可任裁判在所をハ手を入」「押置」くこと〔史料G〕、そして「忠不之浅深」を究めて毛利氏が「申付」けるまで、「裁判」することを任務としていた。「愁訴」の内容に、「論所」が大きな比重を占めているのは、わざわざ一項目を設けていることから明らかであり、その決着においては、「理非」とともに、「忠不之浅深」が決め手となったのである¹⁾。

征服地の処理の意義は、これに止まるものではなかった。「所帯裁判奉行」の任務に「明所」を「押」えておくことがあった〔史料H〕ように、毛利氏は征服地における關所地を掌握する権限をもっていた。この關所地の処理について、隆元から元就にあてて、「我々存知事=ハ少なれ共明所出来候事幸て候間、人々にも一かう遣ましく候……以次而ヲ検地申付候て、程を先校了候てと存知候」という書状が出されている（毛・710）。これによれば、「明所」ができた場合には、まず検地をするのが毛利の方針だった。在地小領主が抱える土地も、その領主が没落した場合は、当然検地の対象となる。「全剰余労働」の掌握と一職支配の形成は、戦国大名の成立期から岩国などの征服地において実現されているから、ここにおいて、彼らの得点は、否定されるか、給分化されるかの二者択一が迫られるのである。

中間得分権をめぐるの在地における抗争は、戦乱を媒介として、暴力的結着を迫られる。一方、戦国大名は、征服という力を背景に、検地を強行し、領有関係を確定していく。こうした状況の下で、在地小領主が独立性を維持したまま得分権を確保していくことは、困難の極みであった。即ち、戦乱状況=権力間抗争の激化が、在地小領主層の分解を急速に促進し、彼らの征服者中の最高権力者である戦国大名との結合へと進ませるのである。

- 1) 有光・木村前掲論文参照。
- 2) 『防長風土注進案・奥山代宰判』、『船越家旧記』（『船越家文書』山口県文書館蔵）参照。
- 3) 実際、この「所帯裁判奉行」は、豊前貫庄草場名の「下作職」をめぐる「愁訴」を処理しており、その際、「豊州代以来之知行一段為重科」として、敵方の知行地を没収して、別人に宛行うことを方針としていたのである（『黒水文書』東大史料編纂所蔵影写本）。なお、この史料については、山田渉氏の御教示をいただいた。

2. 領有関係の確定

—検地の意義と契機—

重層的領有関係の形成に際し、所有関係の確定は必須の条件であり、それは検地を通じて行われるのが一般的であろう。そこで、戦国大名毛利氏による検地が如何なる意義をもち、また、如何なる契機で行われたのかを、検地の実施が確認できる給地を年代的に配列した「検地事例」〔表8〕¹⁾に基づいて検討する。

当然のことながら、殆んどの場合、増分の打ち出しを伴っている。新恩地の場合は、以前の知行高がわからず、増分の有無の不明なことが多いが、④においては、90石という知行高と「在所」とがまず定められ、当面「淨米」で与えられ、検地を行った上で「九十石之下地」が引渡されることになっている（関3・359）。この場合、検地による増分の打ち出しが一般的で、それが予想されるからこそ、「九十石之下地」という限定が加えられた約束がなされているのであろう。

その増分の処理に特徴が見られる。即ち、増分打ち出しの確認できる12例のうち、それが分離され、別々の給人に宛行われたのが、少なくとも7例あり、本給人に続けて宛行われたのは、3例にすぎないのである。そのうち、②は山内氏という独立性の極めて強い「国衆」であり、④の三輪氏も同様の性格をもつ。また、分類しなかった2例のうち、②は「名主職余得分」のみが宛行の対象となっているから、従来の年貢部分は別人の知行の可能性が高い。そこで、増分は分離して宛行われるのが一般方針だったといえる。従って、増分の打ち出しは、搾取強化・給分の疎密化のみならず、家臣の給地に他の家臣の給分を設定することによって、その在地支配にクサビを打ち込むテコともなっていたといえよう。この方針こそ、重層的領有関係形成の必要に応じるものであったことは、いうまでもない。

こうした意義をもつ検地が、關所地において実施されたことは、既に見た。關所地は新恩宛行の対象であり、新恩地については、検地が前提として行われるのが原則だったといえる。実際、④のように、有力国人周布氏に対しても、検地を行った上で給地が宛行われているし、①の場合、家臣が検地なしによる拝領を申し出て、奉行衆が検討し、毛利氏の許可によって認められたのだが、逆にいえば、原則的には検地が行われるのである。新恩宛行が大規模に行われるのは、いうまでもなく征服を通じてである。征服は、領国拡大、直轄領の拡大という量的意味のみならず、新たな領有関係の形成という質的意味においても、重要な意義を持っていたのである。

更に、当知行地にも検地が及んでいる²⁾。本領地につ

表 8 検 地 事 例

番号	年 代	対象地の所在	内 容	性格	増分	処理	文 書 在 所
①	弘治 3	長・船木郷	杉重良〔外〕の検地なしでの拝領の要請を認める	新	?		2・779
②		防・熊毛郷	八木新兵衛尉に対し、名主職余得分を宛行う	?	○	?	4・425
③	4	長・美禰郡・大津郡	仁保隆慰〔外〕に対し、検地の上、領家田圃米共宛行う	新	?		2・468
④	?		周布元兼〔外〕に対し、90石の地を検地の上で与える	新	△	分	3・579
⑤	永禄 2	防・吉敷郡秋社庄	信常元実〔譜〕に対し、雑賀隆知〔外〕当知行踏上のうち30石足を宛行う	当	○	分	2・602
⑥	?	防・山代本郷	兼重元宣〔譜〕に対し、帳はずれを草便給として宛行う	?	○	分	2・319
⑦	永禄 3	防・吉敷郡小鯖	宮内中務丞に八幡免余得分を与え、社役を勤めさせる	寺	○	分	1・32
⑧		防・佐波郡岸見	重松幸忠に対し、麻生方給地余分を宛行う	当	○	分	4・204
⑨		防・吉敷郡宮野庄	能美宣通〔国〕に対し、江木助次郎〔外〕給内増分15石の地を宛行う	当	○	分	2・624
⑩	13	防・岩国	禪学寺領を「検地帳前」で9反小と確定	寺	?		2・378
⑪	?		木原元定〔譜〕に対し、松尾領内の「検地前」32石5斗足を宛行う	寺	?		2・846
⑫	元亀 4		井上元継〔譜〕に対し、温科種重先給15石のうち出米4石を宛行う	新	○	本	3・694
⑬	天正 3	防・山口	原武信〔外〕に対し、本領地を理由に居屋敷の検地を免除	本			2・6
⑭		雲・大東之内大西	検地を行い、「帳外田畠」を加恩として三輪与三兵衛尉〔外〕に与える	当(?)	○	本(?)	2・408
⑮	6		木原元定〔譜〕に対し、田中給を宛行い、その地の「抜目」の究明を命じ、その間は7貫目分とする	新	△	?	2・846
⑯			乗福寺領検地帳（小字・面積・代・名諸人の記載）	寺	?		1・354
⑰	8	伯	宇山久信〔外〕への100石地の宛行に際し、坪付を与える	新	?		2・929
⑱	10	長・美禰郡長田郷	養昭料所の検地	当	?		1・563
⑲	12	防・秋穂	井上元忠〔譜〕に82石5斗5升を検地の上で宛行う（天正6年には28石5斗十代官職）	当	?		3・695
⑳	13		窓徳院の隠地を摘発し、渡辺宗〔譜〕に宛行う	寺	○	分	4・114
㉑	14	備後	山内隆通〔国〕領の書立のうちに、近年検地により、70貫から180貫へ増分を打ち出された土地あり	本	○	本	1・310
㉒		防長	榎本賢忠〔外〕給地付立の中に、以前検地された土地あり	当(?)	?		1・498

- 1) 「文書所在」はすべて『秘藩閩閩録』。
- 2) 「内容」中の〔譜〕・〔国〕・〔外〕はそれぞれ譜代・国衆・外様を示す。
- 3) 「性格」中の「新」は開所地の新恩宛行、「当」は当知行地、「本」は本領地、「寺」は寺領を示す。
- 4) 「増分」中の○はあり、△はある公算大、?は不明を示す。
- 5) 「処理」中の「分」は分離した宛行、「本」は本給人が検いて知行、「?」は不明を示す。

いても、㉑のように、最も独立性の強い一人である山内氏領において、天正末期までには実施されているから、絶対不可侵ではなかった。山代では領域的検地を実施している（毛・1485、関3・95など）など、給地の性格を問わず検地を実施する政策もとられていた。しかし、当知行地・本領地への検地の実施の契機・条件については、現在のところはっきりしていない。

それにかわるものとして、二重の意味で新恩宛行をひきおこす知行替の問題にふれておきたい。勿論、全領域、全家臣を対象とした知行替は行われていない。注目すべきは、それが支城在番を契機として行われる点である。

史料1（関2・90）³¹

就高水城番之儀、承候通令同意候、然者為城領所千五百石之地可進之置候、本領之儀何處可有御上表之由候条、替之地相當可申付候、（中略）

六月十五日 輝元 御判
 (井原元尚)
 「井 四兵衛 輝元」

井原氏は、「高水城番」に任せられることによって、「城領」として「千五百石之地」を拝領するとともに、「本領」は「上表」し、「替之地相当」が与えられることになったのである。

城番役には、「国衆」・「外様」も動員されており³²、城の近くに新給地が与えられるのも、「国衆御公役ニ被仰付候共、彼近辺ニ領地 仰付候 御番之儀 被申間敷候」（毛・798）とあるから、同様であったであろう。その際の知行関係がどのように変化するかを、天野氏の例で見てみたい。天野氏は、芸州志芳堀庄350貫を本領とする「国衆」であるが、永禄10年（1567）雲州月山城に在城し、1700貫に加増され、元亀年中毛利元秋が月山城

にはいると、同じく雲州の高津場城にかわって、元秋を補任したとのことである（関2・686）。勿論、高禄が与えられるなど、優遇はされているが、本領地を引き離された事実に相違はない。

大名軍役への参加は、所領拡大要求実現の条件でもあった。城番という、長期にわたって本拠地から離れ、時には知行替にすらなる軍役も、それだけ功績が大きく、絶対的には大幅な加増を獲得できたのである。しかし、独自の在地支配権は規制を受け、大名権力への依存を強めることにもなる。しかも、領国が拡大するほど城番の意義は大きくなり、参加義務は強まってくるのであり、ここにも、征服という契機が大きな意義をもつ戦国大名領国の特徴が現われているといえよう。

- 1) 年代的には、防長征服から惣国検地以前に限った。また、史料上に「検地」と明示されていなくても、「余得分」「踏上げ分」などの記載により、検地による増分の打ち出して判明するものも含めた。
- 2) ⑧、⑨における「給」の意味については、当知行か先給か解釈の分かれる余地を残しているが、ここでは、⑤のように、本給人が統けて知行しているものと解釈して、当知行地としておきたい。
- 3) 本史料は、宛人名より天正15～19年（1587～91）に発給された文書と推定され、中央政権への服属が与えたファクターも大きいと考えられる。しかし、第一に、城番自体は、後述のように、戦国期にも勿論行われ、知行替の要因ともなっていること、第二に、前述のように、領有体制は、当該期においても戦国的性格をもっていること、以上の理由から、城番に伴う知行替の実施を明確に伝えてくれる本史料を、戦国期の領有体制を検討する材料とすることは、許されると考える。
- 4) 外様の冷泉氏の永禄8年（1565）門司城番、天正3年（1575）備前常山城番（関3・224）、杉氏の永禄11年（1568）豊前松山城番（関2・775）、国衆の南方氏の天正9年（1581）備前忍山相城番（関2・245）等。

3. 領有関係の重層化の条件

——所領拡大要求と給地の分散化——

重層的領有関係の形成には、「上級領有権」者の承認が必要である。しかし、その権利が極めて制限されたものとなる以上、それは簡単ではない。実際、「下地云、当土質云」（関2・286など）というように、新恩宛行の場合でも、下地支配を伴う例も多かった。そこで、彼らが受け入れる条件が考察されねばならない。その際、井上元豊の給地で、狭小性による直接支配の困難が、請納関係を形成させた例が注目されよう。即ち、零細的散在給

地が宛行われるならば、実質的には、重層的領有関係を受け入れざるをえないのである。

この点について注目されるのが、「明所」不足問題である。知行宛行の遅延、及びそれに関する訴訟が頻発しているが、それは「明所」即ち宛行すべき賜所地の不足に起因するものであった（関2・872など）。そこで、「明所」ができたとしても、全般的に不足している以上、それが約束の給分に相当するとは限らない。

史料J（関2・843）

今度三拾貳石地雖可追候、只今明所無之付而、先拾五石退置候、相残所之儀、明所次第可追候、其内之儀浮米拾七石之辻退候、^(分) 漕關明所問立可申候、謹言
十一月廿一日 輝元 御判

福間彦右衛門殿

このように、「明所」のないことを理由に、本来32石の給地が与えられるべきところを、15石の地のみが与えられ、残り17石については、全く別に宛行われ、散在・零細化を強要されるのである。更に極端な場合としては、200石の給地が約束されながら、21石・3石・1石6斗など、全く零細・散在的所領形態を余儀なくされている例すらある（関2・736）。

「明所」不足問題自体は、家臣の所領拡大要求の強さと、能力以上の約束をせざるをえない戦国大名の弱さを示しているともいえる。しかし、要求の強さが選手にとられ、家臣は、一刻も早い給地獲得のために、分散所領も受けいれてしまうのであろう。こうした家臣の要求を統合し、戦乱を遂じた領国拡大の中で自らを確立していく戦国大名が、弱さをすらすら、家臣の領有権を規制し、更に侵略へと駆りたてていく武器へと転化していくのは、象徴的ともいえよう。

重層的領有関係形成の要因としての、在地小領主層の分解、大名権力との結合・検地・所領分散化などは、権力間抗争の激化＝戦乱→侵略→征服の過程の中に位置付けられた。この過程自体、領主階級の結集を促し、戦国大名権力を成立させる過程でもある。そのために、軍事的色彩の濃い権力として、急速な確立をもたらすが、反面、統一した支配体制を作りえず、ために、家臣の独立性の強い不安定な権力ともしてしまうとの評価を受けてきた¹⁾。しかし、その過程が同時に、「独自の権力構造」を形成する要因ともなったことを見落せないというのが、本章の主張である。

確かに家臣は、絶対的には、所期の目的である所領拡大

大を実現した。しかし、大名も直轄領を拡大しただけでなく、家臣を新恩地の宛行において強い強制の下におき、また、在地小領主の取り立てによる権力基盤の拡大・強化の点では、圧倒的な差をつける。しかも、征服自体がこうした関係の形成要因となるのだから、征服が進行すればするほど、その比重は増すのである。即ち、相対的かつ総体的には、家臣が大名への従属を深めていく過程でもあったのである。

- 1) 村田前掲「戦国大名の権力構造」、13頁参照。
- 2) 封建制の権力構造の基本的構成要素が、領有関係と家臣団編成であり、前者を基礎として後者が形成される以上、戦国期の「独自の権力構造」の解明のためには、領有関係の独自性に対応した家臣団編成が明らかにされねばなるまい。本稿では、この点を詳述する余裕はないので、それを、大名とは直接知行関係をもつ直臣でありながらも、与力として上層家臣に預けられることを最大の特徴とする一所衆的編成——一般的には寄親寄子制——であると考えていることのみを、指摘しておく。

おわりに

戦国大名毛利氏は、与えられた状況の下で、直面する課題の解決のために、新たな領有体制を形成し、それによって権力基盤を拡大し、大名支配権を強化していった。それを可能とした条件は、戦国大名を成立させる条件そのものの中に存在していた。そして、この領有体制を基礎として、「独自の権力構造」が構築されたのである。

こうした独自性は、実は、東国大名にも共通した、戦国大名一般の特徴ではないかと、私は考えている。何故なら、「独自の権力構造」解明の鍵となる中間得分と在地小領主層の処理に関して、かなりの共通性があると思われるからである。即ち、後北条領国における内徳と大途被官の評価とは相違があるようだが、武田領国における名田と軍役衆、今川領国における名職とその所有者の性格は、毛利領国における「下級領有権」とその所有者の性格に比定できると見られるのである。

これを歴史的にはどう位置付けられようか。荘園制下の中間得分の否定・給分化による「全剰余労働」の掌握という点では、新たな段階を画するものであり、近世的一職支配との連続性をもつ。また、在地小領主層の家臣化は、兵農分離の前提ともなろう。しかし、それは単なる近世の出発点ではなかった。「上級領有権」者（主として上層家臣）は、その在地支配権を大幅に規制され、大名の常備軍的性格を強めよう。しかし、大名は、家臣団編成と在地支配において、権力基盤を「下級領有権」者

（主として旧在地小領主層）におくことによって、在地領主制をより深化させた権力構造をもつことになるのである。

このような戦国大名権力の運動方向は、何をもちたさるだろうか。在地小領主層の領主化は、農民との階級対立を顕在化させるのみならず、彼らを媒介として在地支配の頂点に立つ戦国大名と農民との対立を全面化させよう。しかし、階級矛盾の深化は、毛利領国においては直ちに主要矛盾とはならず、むしろ、所領拡大要求の強化によって、権力間抗争の激化へと進み、権力内部の矛盾は、更に止揚の方向をとる。中央権力への服属によってこの運動が停止されたとき、外圧があったとはいえ、新たな領有体制の構築は、まさにその頂点に達していたのである。

この運動方向が否定されたのは、最も尖鋭な階級闘争としての一向一揆との対決を通じて、自己の権力基盤である在地領主制の否定＝自己変革を行い、飛躍的な権力強化を成し遂げた中央権力との出会いによってであった。そして、全国統一戦争、朝鮮侵略への動員の過程を通じて、戦国的領有体制そのものも否定され、近世的領有体制へと改変されたのであった。

（付記） 本稿の作成にあたり、史料閲覧に多大な御手数をおかけした山口県文書館のみなさんに、末筆ながら感謝の意を是非とも表したい。

（追記） 本稿成稿後、加藤益幹氏による毛利氏知行制に関する研究が公表された（史学会第75回大会報告「戦国・織豊期毛利氏の『石貫』制について」『史学雑誌』86-12号 1978）。氏の主張は、本稿第一章第一節と密接にかかわるものであるが、基本的には、私見と共通するものであると考える。ここでは、その具体的内容に論及する余裕がなく、上述のような最小限の指摘にとどまらざるをえないことを、お詫びしたい。

* * *